

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系逆洗受ポンプ(A)点検準備作業において、同受タンク攪拌ライン攪拌弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
2	1号機	原子炉建屋6階オペレーティングフロア照明用電球交換作業時、照明器具1台に器具支持部の破損が認められたため、当該照明器具を交換。	D	
3	2号機	原子炉建屋換気系排気放射線モニタペン式記録計点検において、駆動機構に異音(すべり音)の発生が認められたため、当該駆動機構を補修。(指示値に問題なし)	D	
4	2号機	気体廃棄物処理系排ガス冷凍機(A)圧縮空気出入口圧力指示計点検において、出口圧力指示計のスティックが認められたため、当該圧力指示計を補修。	D	
5	2号機	中性子計装系平均出力領域モニタ(C)に軽故障の表示発生が確認されたため、原因を調査。	D	
6	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの弁点検において、仕切り弁(112弁、座標:18-11)1台に弁体当たり不良が認められたため、当該弁体を手入れ。	D	
7	2号機	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(A)冷却水流量計点検において、同計器精度に判定値外れが認められたため、当該流量計を調整。	D	
8	2号機	主蒸気配管ヘッダードレトラップバイパス弁動作空気減圧弁の漏えい確認において、圧力調整コック部より空気漏れ(微少)が認められたため、当該減圧弁を交換。	D	
9	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器(B)点検において、ボール捕集器整流板ライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修。	D	
10	2号機	主復水器(B-1)第1水室入口温度検出器点検において、温度検出器4台のフランジ面に腐食が認められたため、当該検出器フランジ面を補修。	D	
11	2号機	給水加熱器ドレンポンプ(A)用電動機反負荷側軸受け取外し作業において、回転子軸の油切り取付け溝に傷が認められたため、対応検討。	C	
12	2号機	配管健全性検査(その1)検査要領書において、配管肉厚測定値の必要最小厚さに誤記が確認されたため、当該要領書を訂正。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	配管健全性検査(その1)検査記録において、配管肉厚測定値及び余寿命に誤記が確認されたため、当該誤記を訂正。	D	
14	4号機	電解鉄イオン供給装置が停止中にも係わらず、原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)注入流量計及びタービン補機冷却系熱交換器(A、C)注入流量計に流量指示が確認されたことから、当該流量計を点検。	D	
15	1,2号廃棄物処理設備	空調機フィルター交換用クレーン点検において、旋回用減速機から油のにじみが認められたため、当該減速機を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353